

平成26年山形村議会第1回臨時会

議事日程（第1号）

平成26年4月23日（水曜日）午前10時00分開会

臨時議長紹介

開会宣告

村長の招集あいさつ

開議宣告

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長の選挙
- 日程第 3 議席の指定
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期の決定

自 平成26年4月23日

（1日間）

至 平成26年4月23日

- 日程第 6 諸般の報告
- 日程第 7 副議長の選挙
- 追加日程第 1 議席の一部変更
- 日程第 8 常任委員の選任
- 日程第 9 正副常任委員長互選結果の報告
- 日程第10 議会運営委員の選任
- 日程第11 正副議会運営委員長互選結果の報告
- 日程第12 議会広報編集特別委員会の設置
- 日程第13 議会広報編集特別委員会委員の選任
- 日程第14 正副議会広報編集特別委員長互選結果の報告
- 日程第15 松本広域連合議会議員の選挙
- 日程第16 松塩地区広域施設組合議会議員の選挙
- 日程第17 安曇野松筑広域環境施設組合議会議員の選挙
- 日程第18 松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員の選挙

日程第 19 松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員の選挙

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 20 同意第 2 号

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 21 承認第 1 号

日程第 22 承認第 2 号

日程第 23 承認第 3 号

日程第 24 閉会中の継続審査の申し出について

閉会宣告

出席議員（12名）

1 番 大 池 俊 子 君	2 番 上 条 浩 堂 君
3 番 新 居 禎 三 君	5 番 小 林 武 司 君
6 番 籠 田 利 男 君	7 番 増 澤 武 志 君
8 番 大 月 民 夫 君	9 番 西 牧 一 敏 君
10 番 竹 野 入 恒 夫 君	11 番 赤 羽 千 秋 君
12 番 三 澤 一 男 君	13 番 平 沢 恒 雄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 百 瀬 久君	副 村 長 中 村 俊 春君
教 育 長 山 口 隆 也君	会 計 管 理 者 小 口 正 君
総 務 課 長 中 村 康 利君	税 務 課 長 野 口 英 明君
住 民 課 長 青 沼 永 二君	保 健 福 祉 課 長 塩 原 美 智 代君
子 育 て 支 援 課 長 倉 科 寛君	保 育 園 長 百 瀬 清君

産業振興
課長 住吉 誠君

建設水道
課長 赤羽 孝之君

教育次長 根橋 範男君

総務課
主幹 上條 憲治君

事務局職員出席者

事務局長 籠田 佐知子君

書記 児玉 佳子君

◎臨時議長紹介

○事務局長（籠田佐知子君） 事務局長の籠田です。

本臨時会は、一般選挙後、初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員の中で平沢恒雄議員が年長者でありますのでご紹介申し上げます。

平沢恒雄議員、議長席にお越してください。

（議長席に臨時議長着席）

○臨時議長（平沢恒雄君） ただいまご紹介をいただきました平沢恒雄であります。地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。もとより新しい議長が決まるまでの限られた間ではありますが、議員の皆さんのご協力をいただきまして無事任務を果たしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議に先立ちまして、報道関係者から取材の申し込みがありました。許可したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認め許可いたします。

◎開会の宣告

○臨時議長（平沢恒雄君） ただいまから平成26年第1回山形村議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎村長招集あいさつ

○臨時議長（平沢恒雄君） 村長より招集のあいさつをお願いいたします。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、招集のごあいさつを申し上げます。

まだ朝夕の寒さが残るこのごろであります。そのおかげか、まだ桜の花がきれいに咲き乱れ私たちの目を楽しませてくれています。今年は2月の歴史的な大雪のおかげで農家の春の作業が遅れ気味でありましたが、4月に入ってから好天でどうにか平年並みの元気が戻ってきたように感じます。うれしいことでもあります。

また、世相は消費税の8%値上げの動向が気になる状況でもあります。さらに4月10日には、自由民主党道州制推進本部は、同州制推進基本法案を通常国会へ提出の動きを活発化させましたので、長野県町村会は即座に導入反対の旨を政府・国会に要請いたしました。加えて77町村会は、直接地元国会議員への反対の旨を要請いたしました。

また、4月15日には東筑村長会として地元3人の自民党議員に要望書を提出してきました。

さて、本日ここに平成26年山形村議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席を賜りして開催できますことに心よりお礼を申し上げます。

今議会は改選後初めての議会になるわけでございまして、議会人事や議会構成、あるいは一部事務組合にかかる人事のほかにも同意1件、専決処分の承認3件がございます。よろしくお願い申し上げます。

先ほど全協で申し上げましたので重複する部分があるかもしれませんが、改めて議員の皆様方にごあいさつを申し上げたいと思います。さきの村議会議員一般選挙におきまして当選をされました皆様に改めてご当選のお祝いを申し上げます。まことにおめでとうございまして。議員の皆様は、議会制民主主義のもと向こう4年間を議員としての重責を担われます。村民の代表として村政の発展のため、そして村民福祉の向上のためにご活躍をご期待申し上げます。議員の皆様におかれましては、どうか健康には十分留意いただきまして、ともども我が愛する郷土山形村の発展のためにご尽力いただきますとともに、手を携えて村政の運営に当たっていただくよう心からご祈念申し上げる次第でございます。

以上簡単でございますが、招集のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎開議宣告

○臨時議長（平沢恒雄君） 全員が出席で定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

◎仮議席の指定

○臨時議長（平沢恒雄君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

◎議長の選挙

○臨時議長（平沢恒雄君） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りをいたします。議長の任期は、議員の申し合わせにより2年とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認めまして、よって議長の任期は、申し合わせにより2年と決定しました。

ただいまから議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖をします。

（議場閉鎖）

○臨時議長（平沢恒雄君） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。

議会会議規則第32条第2項の規定により、1番、大池俊子議員、2番、新居禎三議員、5番、小林武司議員を指名いたします。

これより、投票用紙を配付します。

念のため申し上げますが投票は単記無記名であります。

それでは、投票用紙の配付をお願いをいたします。

（投票用紙の配付）

○臨時議長（平沢恒雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（平沢恒雄君） 配付漏れないと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○臨時議長(平沢恒雄君) 異常ありませんか。

(「異常なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(平沢恒雄君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号第1番の議員から順次投票してください。投票に当たっては、事務局長に点呼をさせます。

それでは、お願いします。

○事務局長(籠田佐知子君) それでは、お名前を書いていただいて、私の方からお名前をお呼びしますので、お1人ずつ投票箱の方に投票をお願いしたいと思います。

(事務局長、点呼)

(投票)

○臨時議長(平沢恒雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(平沢恒雄君) それでは投票漏れがないと認めます。

投票を終了いたします。

次に、開票を行います。

大池俊子議員、新居禎三議員、小林武司議員、立ち会いをお願いします。

(開票)

○臨時議長(平沢恒雄君) それでは、投票結果を報告いたします。

投票総数、12票、有効投票、12票、無効、ゼロということであります。

有効投票の内訳を申し上げます。

上条浩堂議員、3、大月民夫議員、2票。先ほどの上条議員の3票であります、よろしく申し上げます。それから、平沢恒雄議員、6票、竹野入恒夫議員、1票。

以上であります。

この選挙の法定得票数は、有効投票数の4分の1以上の3票であります。

したがって、平沢恒雄議員が議長に当選しました。

それでは、議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖解除)

○議長(平沢恒雄君) 引き続きまして就任のあいさつということでもありますけれども、

それでは新議長としてのあいさつを申し上げます。

選挙後、初の村議会におきまして、議員の皆さんの推挙により議長の要職に就くことになりましたことは、まことに身に余る光栄であります。衷心より感謝申し上げるとともに、この重責を痛感いたしている次第でございます。

今、時代は内外ともに厳しく、不透明な時代背景のもと、議会の果たす役割はますます大きくなっております。そのため、私たち村会議員は将来をしっかりと見据えて、村民の皆さんのために真に必要な政策を積極的に推進し、輝ける魅力ある郷土にしていかなければなりません。

私はもとより浅学非才でございますが、本村の発展と村民福祉の推進に議会の議長としてその職務遂行に全力を尽くすとともに、公平で円滑な議会運営に誠心誠意努めてまいりたく存じます。

何とぞ議員の皆さん、また理事者、職員の皆さん、並びに関係の皆さんの一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。議長就任のあいさつにかえさせていただきます。

大変ありがとうございました。

ここで、議事日程等の作成のため、午前10時45分まで休憩をいたします。以上、休憩ということであり、10時45分まで休憩でありますのでよろしくお願いをいたします。

これで仮議長をおろさせていただきます。大変ありがとうございました。

(午前10時20分)

○議長（平沢恒雄君） ただいまから5分ぐらい早いわけではありますが、休憩を閉じまして会議を再開をしたいと思います。

(午前10時40分)

◎議席の指定

○議長（平沢恒雄君） 日程第3、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。

指定する議席の番号及び氏名は、事務局長から朗読させます。お願いいたします。

(事務局長朗読)

- 議長（平沢恒雄君） 以上のとおり議席を指定します。
ただいま指定しました議席に着席をお願いいたします。
(議席に着席)
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平沢恒雄君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第125条の規定により、1番・大池俊子議員、2番・上条浩堂議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平沢恒雄君） 日程第5、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期を、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認めます。よって今議会臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。
-

◎諸般の報告

- 議長（平沢恒雄君） 日程第6、諸般の報告を行います。
説明員の出席要求につきましては、議会事務局から報告させます。
お願いします。
(事務局書記朗読)
-

◎副議長の選挙

- 議長（平沢恒雄君） 報告を終わります。
次に、日程第7、副議長の選挙を行います。
お諮りします。副議長の任期は、議員の申し合わせにより、2年とすることにご異

議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議なしと認めます。よって、副議長の任期は2年と決定しました。

ただいまから副議長の選挙を行います。

選挙は投票によります。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(平沢恒雄君) ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。

議会会議規則第32条第2項の規定により、大池俊子議員、上条浩堂議員、新居禎三議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

(投票用紙の配付)

○議長(平沢恒雄君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 配付漏れがなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

○議長(平沢恒雄君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号1番から順次投票してください。投票に当たっては、事務局長に点呼をさせます。

○事務局長(籠田佐知子君) それでは、議席番号とお名前をお呼びいたしますので、順次登壇して投票用紙を投票箱に投入し議席に復してください。

(事務局長、点呼)

(投票)

○議長(平沢恒雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 投票漏れがないと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

大池俊子議員、上条浩堂議員、新居禎三議員、立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長（平沢恒雄君） 投票結果を報告いたします。

投票総数、12票、有効投票、12票、無効はゼロということであります。

有効投票の内訳を申し上げます。

三澤一男議員が11票、小林武司議員が1票。

この選挙の法定得票数は、有効投票数の4分の1以上の3票であります。

したがって、三澤一男議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖解除)

○議長（平沢恒雄君） ただいま副議長に当選されました三澤一男議員が議場におられますので、本席から、議会会議規則第33条第2項の規定により、選挙の結果、副議長に当選されましたので告知いたします。

当選されました新副議長に当選承諾及びあいさつを求めます。

○新副議長（三澤一男君） はい、謹んでお受けいたします。

このたび議員の皆様方のご推挙によりまして、副議長の栄職につかさせていただくことになり、身に余る光栄と存じ感謝に堪えないところでございます。

村政が重要な諸課題を抱えるとき、副議長という職務の重要性和責任の重大性を痛感し、身の引き締まる思いであります。

もとより微力でありますけれども、平沢恒雄議長の補佐役といたしまして、ともに村政の進展と議会の公平かつ円滑な運営に誠心誠意努力していく所存でございますので、皆様方の温かいご支援、ご協力を心からお願い申し上げまして副議長就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（平沢恒雄君） よろしく願いいたします。

以上で、副議長の選挙は終了しました。

お諮りします。副議長の選挙により、議席の一部変更が必要になりましたので、ここで日程に追加し、追加日程第1として「議席の一部変更」を議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認めます。

◎議席の一部変更

○議長（平沢恒雄君） 追加日程第1、議席の一部変更について議題とします。

議会会議規則第4条第3項及び議会運営基準12項の規定により、議席の一部変更を行います。

11番、三澤一男議員の議席を12番に変更し、12番の赤羽千秋議員の議席を11番とします。

それでは、三澤議員、赤羽議員、ただいま指定しました議席へ着席をお願いいたします。

(2議員、変更後の議席に着席)

○議長（平沢恒雄君） ここで、午後1時まで休憩にします。以上、それでは休憩に入ります。

(午前11時55分)

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

(午後 1時00分)

◎常任委員の選任

○議長（平沢恒雄君） 出席要求者から欠席届が出ております。

赤羽建設水道課長は公務出張のため欠席であります。

それでは、日程第8、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任につきましては、議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長より指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（平沢恒雄君） 異議がないものと認め、これより指名をいたします。

総務産業常任委員に新居禎三議員、小林武司議員、籠田利男議員、大月民夫議員、

赤羽千秋議員、私、平沢恒雄の以上6名であります。

福祉文教常任委員に大池俊子議員、上条浩堂議員、増澤武志議員、西牧一敏議員、竹野入恒夫議員、三澤一男議員の以上6名をそれぞれの常任委員に指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議がないものと認め、以上のとおり常任委員に選任することに決定いたしました。

◎正副常任委員長互選結果の報告

○議長(平沢恒雄君) 日程第9、正副常任委員長互選結果の報告を行います。

常任委員会の委員長及び副委員長については、それぞれ互選により決定されていますので、ご報告いたします。

総務産業常任委員長に籠田利男議員、総務産業常任副委員長に小林武司議員、福祉文教常任委員長に上条浩堂議員、福祉文教常任副委員長に西牧一敏議員。

以上報告のとおりであります。

◎議会運営委員の選任

○議長(平沢恒雄君) 日程第10、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任につきましては、議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、指名いたします。

議会運営委員に大月民夫議員、竹野入恒夫議員、籠田利男議員、上条浩堂議員の以上4名を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、以上のとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。

◎正副議会運営委員長互選結果の報告

○議長（平沢恒雄君） 日程第11、正副議会運営委員長互選結果の報告を行います。

議会運営委員会の委員長及び副委員長については、それぞれ互選により決定されていますので、ご報告いたします。

議会運営委員長に大月民夫議員、同副委員長に竹野入恒夫議員。

以上報告のとおりです。

◎議会広報編集特別委員会の設置

○議長（平沢恒雄君） 日程第12、議会広報編集特別委員会の設置を行います。

お諮りします。本案件については、議会委員会条例第5条第1項の規定により、議会広報編集特別委員会を設置し、『議会だより』の編集をすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、議会広報編集特別委員会を設置することに決定いたしました。

◎議会広報編集特別委員会委員の選任

○議長（平沢恒雄君） 日程第13、議会広報編集特別委員会委員の選任を行います。

議会広報編集特別委員の選任につきましては、議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認め、指名いたします。

議会広報編集特別委員に大池俊子議員、上条浩堂議員、西牧一敏議員、竹野入恒夫議員、赤羽千秋議員、三澤一男議員の6名を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、以上のとおり議会広報編集特別委員に選任することに決定しました。

◎正副議会広報編集特別委員長互選結果の報告

○議長（平沢恒雄君） 日程第14、正副議会広報編集特別委員長互選結果の報告を行います。

議会広報編集特別委員会の委員長及び副委員長については、それぞれ互選により決定されていますので、ご報告いたします。

議会広報編集特別委員長に赤羽千秋議員、同副委員長に三澤一男議員。

以上報告のとおりです。

◎松本広域連合議会議員の選挙

○議長（平沢恒雄君） 日程第15、松本広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦により行うことに決定しました。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

議員に、平沢恒雄を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました私を松本広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めます。よって、ただいま指名しました私、平沢恒雄が松本広域連合議会議員に当選しました。

謹んでお受けいたします。

◎松塩地区広域施設組合議会議員の選挙

○議長（平沢恒雄君） 日程第16、松塩地区広域施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦により行うことに決定しました。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思います。それぞれご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

議員に上条浩堂議員と私、平沢恒雄を指名いたしお諮りします。ただいま議長において指名しました上条浩堂議員と私、平沢恒雄を松塩地区広域施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めます。よって、ただいま指名しました上条浩堂議員と私、平沢恒雄が松塩地区広域施設組合議会議員に当選されました。

ただいま松塩地区広域施設組合議会議員に当選されました上条浩堂議員と私、平沢恒雄が議場におりますので、本席から、議会会議規則第33条第2項の規定により、選挙の結果、松塩地区広域施設組合議会議員に当選されましたので告知いたします。

謹んでお受けいたします。

当選人、上条議員。

○2番（上条浩堂君） 2番、上条であります。謹んでお受けいたします。

◎安曇野松筑広域環境施設組合議会議員の選挙

○議長（平沢恒雄君） 日程第17、安曇野松筑広域環境施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦により行うことに決定しました。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思いますですが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

議員に私、平沢恒雄を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました私、平沢恒雄を安曇野松筑広域環境施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認めます。よって、ただいま指名しました私、平沢恒雄が安曇野松筑広域環境施設組合議会議員に当選しました。

謹んでお受けいたします。

◎松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員の選挙

○議長(平沢恒雄君) 日程第18、松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦により行うことに決定しました。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思いますですが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

議員に私、平沢恒雄を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました私、平沢恒雄を松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認めます。よって、ただいま指名しました私、平沢恒雄が松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員に当選しました。
謹んでお受けいたします。
-

◎松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員の選挙

- 議長(平沢恒雄君) 日程第19、松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦により行うことに決定しました。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

議員に大池俊子議員、上条浩堂議員、増澤武志議員、西牧一敏議員、竹野入恒夫議員、三澤一男議員、私、平沢恒雄を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名したとおり、松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認めます。よって、ただいま指名しました大池俊子議員、上条浩堂議員、増澤武志議員、西牧一敏議員、竹野入恒夫議員、三澤一男議員、私、平沢恒雄が松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員に当選されました。

ただいま松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員に当選されました大池俊子議

員、上条浩堂議員、増澤武志議員、西牧一敏議員、竹野入恒夫議員、三澤一男議員、私、平沢恒雄が議場におられますので、本席から、議会会議規則第33条第2項の規定により、選挙の結果、松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員に当選されましたので告知いたします。

謹んでお受けいたします。

1番、大池俊子議員。

- 1番（大池俊子君） はい、謹んでお受けします。
- 議長（平沢恒雄君） 2番、上条浩堂議員。
- 2番（上条浩堂君） 謹んでお受けいたします。
- 議長（平沢恒雄君） 7番、増澤武志議員。
- 7番（増澤武志君） 謹んでお受けいたします。
- 議長（平沢恒雄君） 9番、西牧一敏議員。
- 9番（西牧一敏君） 謹んでお受けいたします。
- 議長（平沢恒雄君） 10番、竹野入恒夫議員。
- 10番（竹野入恒夫君） 謹んでお受けいたします。
- 議長（平沢恒雄君） 12番、三澤一男議員。
- 12番（三澤一男君） 謹んでお受けいたします。

◎監査委員の選任について

- 議長（平沢恒雄君） 日程第20、同意第2号「監査委員の選任について」を議題といたします。

村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

- 村長（百瀬 久君） 同意第2号「監査委員の選任について」の提案説明を申し上げます。

地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議員のうちから1名を選任することになっており、監査委員に大池俊子議員を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、大池俊子議員の退場を求めます。

(大池議員 退場)

○議長(平沢恒雄君) お諮りします。本案件は人事案件でありますので、質疑・討論を省略して直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないものと認めます。よって、質疑・討論を省略して直ちに採決をいたします。

本案件は、原案のとおり同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、同意第2号「監査委員の選任について」は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

(午後 1時22分)

○議長(平沢恒雄君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

大池俊子議員に申し上げます。同意第2号の案件につきましては、原案のとおり同意することに決定しましたのでお知らせいたします。

(午後 1時23分)

◎承認第1号～承認第3号

○議長(平沢恒雄君) 日程第21、承認第1号から日程第23、承認第3号を一括議題とします。書記をして各議案の朗読をお願いします。

児玉書記。

(事務局書記朗読)

○議長(平沢恒雄君) ただいま一括議題としました承認第1号から承認第3号の各議案について、村長の提案説明を求めます。

村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) 初めに、承認第1号「山形村税条例等の一部を改正する条例の先決処分について」でございます。

地方税法の一部を改正する法律等が、平成26年3月31日に交付されたことに伴い、関連して山形村税条例等の一部を改正する必要が生じました。特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることを認めましたので、平成26年3月31日にこの条例を専決処分いたしました。よって地方自治法第179条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し、その承認を求めます。

内容につきましては、法人村民税の法人税割の税率及び軽自動車税の税率の見直し、耐震改修を行った家屋等にかかわる固定資産税の減額措置などが主な内容になります。

次に、承認第2号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」でございます。

地方税法の一部を改正する法律が、平成26年3月31日に公布されたことに伴いまして、山形村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じました。特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることを認めましたので、平成26年3月31日にこの条例を専決処分いたしました。よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し、その承認を求めます。

内容につきましては、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者にかかわる保険税軽減の拡充などが主な内容になります。

次に、承認第3号「平成25年度山形村一般会計補正予算（第6号）の専決処分について」でございます。

平成25年度の一般会計補正予算（第6号）について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日に専決処分いたしましたから、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めます。

この一般会計補正予算（第6号）であります。第1条の繰越明許費は歳出予算の経費のうち平成25年度内にその支出を終わらない見込みのある事業5件の2,731万5,000円について翌年度に繰り越しして使用することができるものです。

ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで議案審査についてをお諮りします。

承認第1号から承認第3号については、議会全員協議会を開催して細部について説

明を受けることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認めます。

よって、承認第1号から承認第3号については、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで休憩に入ります。

(午後 1時30分)

○議長(平沢恒雄君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午後 2時15分)

○議長(平沢恒雄君) それでは、事務局。

○事務局長(籠田佐知子君) 済みません。議事日程の第1号の2というやつでありますけれども、裏面のところにただいま日程第21で承認第1号を提案してありますが、「山形村税条例の一部を改正する」となっていますが、ちょっと「等」が抜けておりましたので申しわけありません、「等」をつけ加えていただきたいと思います。訂正をお願いします。

○議長(平沢恒雄君) それでは、先ほど一括議題としました承認第1号から承認第3号について一括質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 質疑もないようですので、質疑を終結します。

続いて、順次討論、採決を行います。

初めに、日程第21、承認第1号の「山形村税条例等の一部を改正する条例の専決処分について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は、討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議はないものと認めこれにより採決をします。

本案件は、原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、承認第1号「山形村税条例等の一部を改正する条例の専決処分について」は承認することに決定しました。

日程第22、承認第2号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議はないものと認め、これにより採決をします。

本案件は、原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、承認第2号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」は承認することに決定しました。

日程第23、承認第3号「平成25年度山形村一般会計補正予算(第6号)の専決処分について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、これにより採決をします。

本案件は、原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、承認第3号「平成25年度山形村一般会計補正予算(第6号)の専決処分について」は承認することに決定しました。

◎閉会中の継続審査及び調査の申出について

○議長(平沢恒雄君) 日程第24、閉会中の継続審査及び調査の申出について議題と

します。

議会運営委員長より、会議規則第75条の規定による閉会中の継続審査・調査の申し出書がお手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の継続審査・調査事項については、委員長申し出のとおり承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中もなお継続審査・調査することに決定しました。

◎村長あいさつ

○議長(平沢恒雄君) 以上で今臨時会の議事日程はすべて終了しました。

これで村長よりあいさつがあります。

村長。

○村長(百瀬久君) それでは、閉会のごあいさつを申し上げます。今、臨時議会におきまして、予定しておりました全議案をそれぞれお決めいただきまして、無事閉会を迎えることになりました。ありがとうございました。また、議会人事におかれましては、平沢恒雄議員を議長に、また、三澤一男議員を副議長に、さらには各常任委員会を初め議会内部の構成や、また広域の一部事務組合の議会人事など一連の人事が完了されたわけであります。議員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場で今後のご活躍をご期待申し上げるところでございます。

ご存じのとおり村の政治そのものは1日も停滞なく動いておりますし、議会にいたしましても、直ちに機能しなければならない場面があるかと思えます。しかしながら、新たに議員になられました1期目の皆様には、条例やら予算説明などの日程がこれから予定されています。それが改めての一步であろうかと思えます。大変ご苦労さまでございますが、よろしくお願いいたします。

以上申し上げまして閉会のごあいさつといたします。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（平沢恒雄君） 以上で、平成26年第1回山形村議会臨時会を閉会し、散会といたします。

ご苦労さまでございました。

（午後 2時25分）